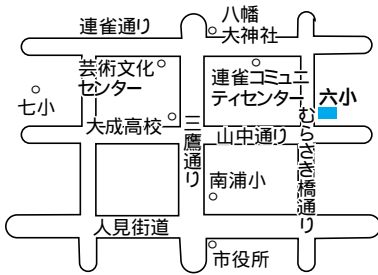


# 6つの地区でも防災訓練を実施します

問 防災課 ☎ 内線 2283

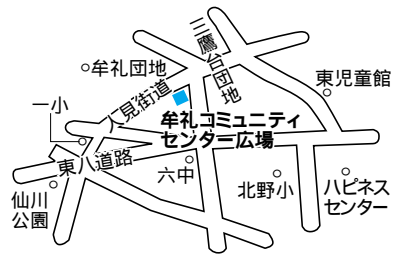
## 8月31日(日) 連雀地区

会場：第六小学校  
 時間：午前10時～正午  
 主催：連雀地区住民協議会・防災対策特別委員会、三鷹市



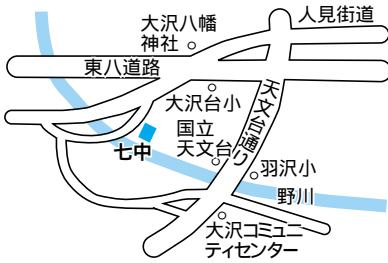
## 9月6日(土) 東部地区

会場：牟礼コミュニティセンター広場  
 時間：午前10時～午後0時30分  
 主催：三鷹市東部住区防災連合会、三鷹市



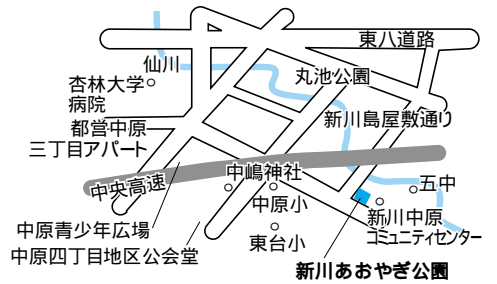
## 9月1日(月) 大沢地区

会場：第七中学校  
 時間：午前10時～正午  
 主催：大沢地域防災対策本部、三鷹市



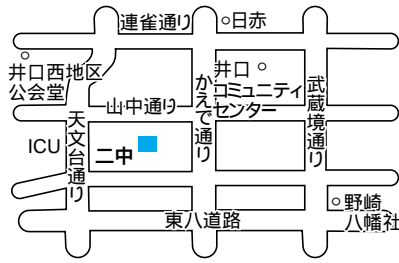
## 9月7日(日) 新川中原地区

会場：新川あおやぎ公園ほか  
 時間：午前9時30分～午前11時30分  
 主催：新川中原地区災害対策連合会、三鷹市



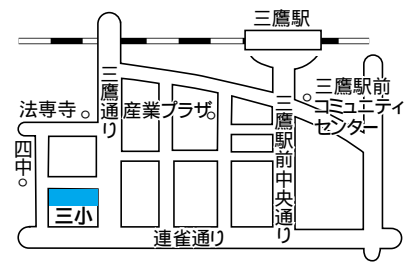
## 9月1日(月) 西部地区

会場：第二中学校  
 時間：午前10時～正午  
 主催：三鷹市西部地区住民協議会、三鷹市



## 9月7日(日) 駅前地区

会場：第三小学校  
 時間：午前10時～正午  
 主催：駅前地区自主防災連合会、三鷹市



# 災害時要援護者支援モデル事業を実施しています

市では、高齢者や障がい者など災害時の要援護者を支援するため、町会や自治会と協働・連携して平成19年度から災害時要援護者支援モデル事業を実施しています。JICA 要援護者を把握するための調査や支援台帳、支援マップの作成、そして支援の検証を行うものです。このうち調査については、対象者に市が、災害時要援護者支援台帳調査票兼同意書を送付、後日、町会役員を中心とした調査員が回収し情報を収集します。その後、要援護者支援台帳と支援マップを作成します。

平成19年度には、井の頭玉川町会役員のご協力により町会区域内を対象地区として1922世帯278人を対象に調査を実施した結果、44世帯49人の方が要援護であることが分かりました。この調査結果をもとに支援台帳を整備し、福祉・災害時支援マップを作成しました。

今年度は、新たに東野会や井之頭町会等三つの町会地区をモデル地区として調査を実施します。JICAの調査をメインに、今後、要援護者への具体的な支援活動について検証していきます。ご協力をお願いします。

なお、情報の利用については要援護者の同意を得て行います。

問 高齢者支援系地域ケア担当 ☎ 内線 2621・2632

# 避難所の開設・運営について

市では、災害発生時の避難所として市立小中学校やコミュニティセンターなどを指定し、防災倉庫や防災行政無線などを整備しています。災害発生時に、これら避難所を速やかに開設し、円滑に運営するためには、事前の準備が重要です。

そこで、平常時から各避難所関係者の連携強化や避難施設の情報共有などを図るため、「避難所運営連絡会」の設置を進めています。連絡会は、自主防災組織、施設管理者、地域支援者、市の4者で構成され、避難所の運営組織、施設設備、施設の使用法、生活のルール、開設までの活動内容、災害時要援護者への配慮、学校再開への準備などを記した「避難所運営マニュアル」の作成などを行っています。現在、連絡会は市立小中学校7校に設置され、今後、全避難所に順次設置して予定です。

この連絡会は避難所開設後、避難者の代表などを加えて「避難所運営委員会」に移行します。

問 防災課 ☎ 内線2283

# ご存じですか？ 災害時医療救護体制



～ 診療所を閉院し、災害時医療救護所と医療拠点(病院)に医療を集中！～

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、限られた医療スタッフや医薬品を最大限活用し、効率的な医療活動を行うため、市内7カ所の災害時医療救護所と8カ所の医療拠点に医師や看護師などが集まり、医療活動に従事します(診療所は閉院となります)。

命にかかわる重傷者は医療拠点へ、それ以外の方は最寄りの医療救護所で治療を受けてください。

- ☒ 災害時医療救護所 三小・五小・大沢台小・高山小・南浦小・中原小・井口小
- ☒ 医療拠点(病院) 厚生会病院・武蔵野病院・三鷹病院・篠原病院・野村病院・井之頭病院・三鷹中央病院・長谷川病院

☒ 杏林大学病院は東京都の災害拠点病院に指定されるとともに、市の後方医療施設として位置づけられています。

問 防災課 ☎ 内線2283

## 8月30日(土)～9月5日(金)は

# 建築物防災週間です

安全で安心して暮らせるまちをつくるため、この機会に建築物の安全チェックを行いましょう。



### チェックポイント

- 伸縮性が無い材質で留められた窓ガラスは落下の危険があります。点検していますか。
- 外壁のタイルなどは、浮いたり、はがれたり落下の危険はありませんか。
- 廊下や階段などの避難経路に障害物を置いていませんか。
- 防火扉や防火シャッターの周りに、障害物を置いていませんか。
- 建築物の外壁などに設置された公告板は、しっかり固定されていますか。
- ブロック塀などのひび割れ、倒壊の危険はありませんか。
- 店舗・病院・共同住宅など多くの人利用する建築物で、市の指定するものは、定期的に調査・検査を行い、市に報告していますか。
- 地震に備え、建築物の耐震診断・改修工事を行い、安全性を確かめていますか。

問 建築指導課 ☎ 内線 2827